

船員の教育訓練、雇入れ時の確認

- 船舶所有者は自動運航船に乗り組む船員に対し、あらかじめ自動運航システムに関する教育訓練を実施し、当該教育訓練を受けたことを雇入れ時に確認する仕組みの構築を検討する。

